

第2回 動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会 議事録

【日時】：平成25年11月28日 14時～16時30分

【会場】：環境省新宿御苑管理事務所会議室

【出席者】：（順不同・敬称略）

（委員）

打越 綾子（成城大学法学部教授）

上河原 献二（滋賀県立大学環境科学部教授）

木下 直之（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

倉重 祐二（新潟県立植物園副園長）

小宮 輝之 座長（前上野動物園園長）

長谷川 淳一（京都市北区長）

米田 久美子（一財 自然環境研究センター研究主幹）

（講演者）

日橋 一昭（埼玉県こども動物自然公園 園長）

西田 清徳（株式会社海遊館 館長）

田畑 直樹（東京都多摩動物公園 園長）

中田 政司（富山県中央植物園 園長）

（環境省）

大臣官房審議官 奥主 善美

自然環境局野生生物課長 中島 慶二

自然環境局総務課動物愛護管理室長 田邊 仁

【配布資料】

資料1 動植物園に対する主な公的支援制度

資料2 動植物園における公的機能の現状と課題の一例～種の保全関係～（未定稿）

小宮座長

今日は、動物園、植物園、水族館、昆虫館の運営に携わっている方々から、公的機能の現状と課題についてお話をいただく。

まず、埼玉こども動物自然公園の日橋さんをお願いします。

日橋園長

○園の概要

埼玉こども動物自然公園は埼玉県の施設である。昭和55年5月5日にオープンした。埼玉公園緑地協会が管理する公園の中にある動物園ということである。開園以来34年がたつが、最近は少子化の影響もあり、来園者数が減っている。そのため、さまざまなイベントや施設の改修等により、その対策を行っている。

飼育している動物は哺乳類が72種、鳥類が103種、爬虫類・両生類が41種。キリン以外は小動物である。温度管理の必要がない小型哺乳類が中心である。購入したものはインコ、ツルなどで、その他は貰ったもの、交換したものの、ブリーディングローンで育てているものなどである。

○種の保全について

種の保全については、保全は大事だと思っている。私は、日動水の「生物多様性委員会」の委員長もやっている。同じ動物を飼うのなら希少種を飼うことで、種の保存に貢献したい。

日動水では、コレクションプランニングを作り始めた。一つの動物園では保全活動は出来ないの、みんなで協力してやってゆかなければならない、ということで始めた。協力してゆかないと、消えては困るものがいつの間にかいなくなってしまう、というようなことが起こる。だから、ルール作りが必要だ。

最近、お客さまからも希少動物を保全しなくてよいのか、という話も聞かれる。県も域外保全の重要施設として認めてもらったかどうか、という話が来て、今、「域外保全」という言葉を入れた施設を作れということになって、有難いと思っている。

○行政に望むもの

動物の輸入届け出制度には困っている。どうやればいいのかという資料がなく、一つ資料を作ると、また次に作らなければならないことが出てくる。こういう仕事を動物園の職員がやるのは無理だと言っている。ある動物のオスをドイツから、メスをポーランドから輸入しようとしたら、ポーランドからは許可されなかった。ある動物園がポーランドから輸入したことを聞いて、もう一度やったら、ポーランドは州が違ふとルールが違ふということで、輸入できなかった。ポーランドでは日本のルールが分からないので、半年ドイツに持って行って、その後日本へ持ってきた。

どうもルールが分からない。

もう一つは天然記念物行政である。埼玉にはシラコバトという天然記念物がいるが、これを動かすのが、手続きが煩雑で大変である。

小宮座長

今のお話についてご意見は。

倉重委員

指定管理者として運営されているということだが、県からは種の保全施設という位置づけはされているのか。

日橋園長

あくまで都市公園の中にある動物園ということなのだが、随意契約の理由の中に「動物飼育の保全・継続性を守る」という項目があるので、それに準拠している。契約は5年間である。

木下委員

チリ政府からペンギンを持ってきたということだが、チリ政府から域外保全施設としての認定を取ったのか。

日橋園長

チリに行って、政府から認定をもらった。

木下委員

牛を飼っているのはなぜか？

日橋園長

牛は開園当時からいた。じゃがいもを植えて、牛乳からバターを作って、じゃがバターを食べるといふ、食育に結びつけている。

木下委員

家畜重視で動物園をスタートさせたのは珍しいと思うが、なぜそのように始まったのか。食育は動物園の公的機能のひとつの可能性を示している。

日橋園長

開園当時、神野寺トラ騒動とラッキー騒動というのがあって、これは個人の女性が飼っていたライオンだが、この問題があって、一般的な動物園を作ろうとしていた計画が変わってしまった。

長谷川委員

指定管理のプロポーザルの際、協会から種の保存に関して、あるいは環境教育活動につ

いての提案はしなかったのか。

日橋園長

提案は出したが入ってこなかった。

倉重委員

保全活動は国内的だけのものだけではないと思うが、一般的に動物園は国際的な取り組みがされているのか、また、輸出入はほかの動物園でも普通に行われているものなのか、植物の場合はちょっと違うので聞きたい。

動物園の保全活動は国内の動物を対象にするだけではないと思うが、一般的に動物園は国際的な保全の取り組みがされているのか、また、輸出入はほかの動物園でも普通に行われているものなのか、植物の場合とは違うようなので聞きたい。

日橋園長

事務所単位でそれをやるのはかなり面倒なことである。今まではお金を払って動物商に頼っていたが、今は我々が取り決めを持っていないと相手にされない。GSMP(Global Species Management Plan)に入っていないとできない。今度、多摩動物公園にレッサーパンダが来たが、これもその取り組みの一つで、仙台動物園にスマトラトラが送られてきたのもその取り組みの一つである。でもこれは英語も出来なくてはならないし、お金の負担もたいへんである。今後、どういう形になるのか懸念している。

小宮座長

次に水族館ということで、西田さんをお願いします。

西田館長

○館の概要

動物園、水族館のいろいろな情報を一般に知らせて行くことが大事で、私は日動水で教育普及委員長を務めている。

海遊館は大阪のウォーターフロント開発を目的とした第三セクター「大阪ウォーターフロント開発株式会社」が運営する水族館である。2011年10月に社名を「株式会社 海遊館」に変更し、現在は水族館の海遊館と天保山マーケットプレースを運営している。

大阪市が出資する第三セクターであるが、大阪市から活動方針等の指示はなく、独立して経営している。経営陣は大阪市から出向してきている。

“太平洋を囲む生命の環”をコンセプトに、行動展示、環境展示を行い、博物館相当施設に認定されている。

1997年に高知県土佐清水市以布利に「海洋生物研究所以布利センター」を開設した。ここは定置網を使った漁業が盛んな漁港で、ジンベイザメ、マンタ、マンボウなどが採取さ

れる。また、魚は漁業を通して海外で採取したものが手に入れられるので、陸上動物のような入手の困難さはない。

○種の保全について

小動物の保全への取り組みということでは、先ほどから話に出ている域内保全と域外保全について水族館や動物園にできることとして、保全の必要性を一般に広めて行くこと、それから保全に役立つ研究で協力することであると考えている。

大阪で言うと、今、大阪湾の岸壁の調査をやっている。大阪湾はほとんどが人工海岸で、自然海岸はほんの一部しかない。ここでスナメリの生息調査を行っている。

保存活動に関する講演やシンポジウムなどを開催して、できるだけ積極的に“大阪湾を見捨てないでね”という活動を行っている。

保全の必要性を普及する目的で、国際アザラシデー、環境共有指導者講習会、ワシントン条約、外来生物など、の企画展示やイベントを行っている。

また、北極圏、フォークランド、モルジブなどの環境の問題を意識した展示コーナーを新設し、その地域の変化が我々にも関係しているということを訴えている。

域外保全の場としては、保護生物を預かったり、飼育したり、治療してリリースするなど、また、日動水の保全事業の一環として、日本産希少淡水魚の飼育、繁殖に取り組んでいる。

○教育活動について

環境教育のプログラムとしては、一般を対象としたスクール活動、学校・団体を対象とした海遊館アカデミー、専門家を招へいたシンポジウム、現地へ出向いて行う観察会・調査、教育委員会や個別の先生と連携した副読本の作成・配布などを行っている。

学校教育との連携では、海遊館アカデミー、出前授業、職業講話、ネット授業などを行っている。最近、動物園・水族館の専門学校ができていますが、それらの専門機関との共同研究をやっている。

○公的支援について

運営にあたっての法的制約、支援等については、公営、指定管理者、民営など、運営形態がさまざまであり、状況や課題もそれぞれ異なると思う。

また、設置場所、規模、等により、水族館が4つの公的機能と言われる保全、教育、研究、リクリエーションのどれに重点を置くかによって、希望する公的支援も異なる。

小宮座長

ご質問は

米田委員

市からお金は出ているのか

西田館長

市からは出ていない。逆に家賃として市に払っている。収入は入館料だけである。研究所の経費もそれでまかなっている。

米田委員

研究の内容は展示生物の最初の拠点にすること、共同研究ということか？

西田館長

それに加えてテーマとして海洋生物に関する生物相の研究をしている。こういう研究は続けないと意味がない。研究を10年続けて本にして出した。

打越委員

動物園に比べて、水族館は民営の組織が多いとのことだが、その相違を生む要因は何か。

水族館の方が全体的に運営がしやすいのか？あるいは、展示する存在を確保するにあたり、野生動物を捕獲するよりも、魚類を捕まえてくる方が容易であるからなのか？それとも、法的な規制が緩いのか？さらには、さほど大きなスペースが必要なくて飼育するのが比較的容易だからなのか？あるいは餌などの運営コストが低いのか？

また別件であるが、最近流行しているアート・アクアリウムのような、強い光を魚に長時間当てる展示方法は、動物虐待にはならないのか。

西田館長

一概に飼育しやすいとは言えない。漁業者に捕獲を頼むわけだが、近海にいるものだけでは不十分で、また、魚類だけでなく両生類、爬虫類、哺乳類もいる。また、鯨類を飼育することや、サメの捕獲をフカヒレの問題とのかかわりで、問題視されることがある。

クラゲなどは漁師さんなどから情報を得て、自分たちで取りに行かなければならない。

スペースの問題も必ずしも狭くて良いということにはならない。エサ代もアジやサバ、キビナゴ、シシャモなどの魚肉が多く、結構高つく。

私は動物園と水族館を分けて考えたくない。

小宮座長

アート・アクアリウムは？

西田館長

あまり長時間強い光を当てるのは動物虐待になるのでは、と思う。

水族館と言っても、日動水の加盟している水族館だけではなく、いろいろな水族館がある。また、何らかの基準があって、全部がそれを満たしているわけではなく、多様な水族館があるということを理解されたい。

小宮座長

では、昆虫館の方。

田畑園長

○園の概要

多摩動物公園は昆虫館を併設しているが、ほとんどの昆虫館は動物園との併設ではない。昔は併設していたところもあったが、どんどん廃止された。外国では併設しているところは多い。

多摩動物公園は、1958年の開園で、今年で55年になる。隣接して七生公園がある。展示配置は動物的地理学的配置を行っている。無柵放養式で、群れでの飼育方法である。入園者は年間100万人前後。平成18年から公益財団法人東京動物園協会による指定管理者となっている。10年間の特命で、27年度に終了ということになっている。

1961年に昆虫実験飼育室を設けた。1969年に昆虫園の本館が開園。1988年にリニューアルし、昆虫生態園がオープンし、チョウとバッタ、外国産の昆虫を中心としたものを展示。

七生公園は里山再生の実験場所として利用している。里山はほっておくと50年たつと里山ではなくなってしまう。昆虫や鳥の観察など、環境教育の場所としても活用している。

○種の保全について

希少昆虫の保全への取り組みとして、小笠原の固有種であるオガサワラシジミの繁殖に取り組んでいる。オガサワラシジミは90年代の初めには激減して、2002年以降目撃例がなくなった。理由はトカゲの繁殖と食草の減少である。2004年に母島で再発見され、2005年に保全対策会議が開かれた。2008年に環境省の保護増殖事業になった。それ以降多摩動物公園で域外保全の取り組みを行っている。今の問題は、狭い空間では交尾が難しいことである。今までに偶然に2回しか成功していない。技術としてはまだ確立していないということが課題になっている。

水棲昆虫は展示効果が高いので、開園当初から飼育・展示していた。最近絶滅危惧種に指定されたタガメ、ゲンゴロウも飼育している。水辺環境が非常に悪くなった中で、水棲昆虫が危機的状況になってきている。このような中で、水棲昆虫の保全に取り組んできた。野生のものを採集してきて、血液更新を行っている。

もう一つがゲンジボタル。開園と同時に飼育していたが、高度経済成長がはじまって、

環境が悪化し、どんどんホタルが見られなくなった。1973年にホタル飼育場を作って、ゲンジボタルヘイケボタルの飼育を開始した。閉鎖空間で飼育すると、ホタルの幼虫の餌であるカワニナの大敵のプラナリア、ヒルが増え、なかなかうまく行かなくなった。また、ホタルには西日本型と東日本型というのがあるのが分かった。1977年には東日本型に入れ替えた。2009年からは地域のゲンジボタルの復活に取り組んでいる。

○環境教育について

昆虫のことは環境を通じて話さなければ語れない。その意味で環境教育は大事である。このような観点から来園者、子供向けプログラムを作って教育を行っている。東京都からお金をもらって、教員養成により昆虫教育を行っている。最近、昆虫が怖くて触れない、昆虫のことを知らない教員が増えている。

○行政に望むもの

法律の面で言うと、困っているのが天然記念物。先般、オガサワラシジミを持ってこようとしたが、現状変更の手続きが終わらないうちにどんどん変化してしまう。下手をすると死んでしまう。生き物に対して現状変更というのはかなり無理があるだろう。見込みで出してくれと言われた。手続きの簡略化が必要である。

また、昆虫施設は村立、町立、趣味でやっている私立など、弱小施設が多い。域外保全をやる場合には財政的支援は避けられないだろう。

全国昆虫施設連絡協議会は、平成2年に多摩動物公園が中心になって15園館で始まった。最大で30園館になったことがあるが、現在22園館になっている。目的は飼育技術のレベルアップと情報交換である。昨年からは環境省と連携して昆虫の域外保全について情報交換を行っている。

小宮座長

ご質問、ご意見は？

打越委員

里山の保全も含めて、生息域に近いところでの取り組みということで、動物園より昆虫館の方が本来の保全のイメージに近いように思う。そういう意味での意気込みはどうか。

田畑園長

昆虫館の場合は域内保全もできると思うし、当然それはやっ行って行かなければならない。

小宮座長

続いて富山中央植物園の中田園長にお願いする。

中田園長

○園の概要

富山中央植物園は、県が設置した植物公園で、平成5年10月に開園。公益財団法人 花と緑の銀行が指定管理者となって運営している。年間の入園者数は、年間8万人から10万人である。

目的は①植物の収集・保存・展示 ②植物に関する調査・研究 ③教育・普及の三つである。平成20年には博物館相当施設の認定を受けている。

中国雲南省から正規の手続きを経て導入した植物が多く、それが特色となっている。

○希少植物の保全への取り組み

学芸員相当の職員が8名在籍。研究活動の中で保全も行っている。富山県がレッドデータブックの改定を平成23年から24年にかけて行ったが、植物ワーキンググループとして現地調査を担当。また、友の会を組織し、毎月県内の植物相の調査会や、標本同定会を実施。絶滅危惧植物の確認や実態調査を行っている。立山の植物相の調査も行っているが、登山者の靴の泥からミニトマトの種子が発見されたり、台湾の旅行客が持ち込んだ台湾の植物の種子が発見されたりした。

富山県固有の希少植物であるエッチュウミセバヤの保全にも取り組んでいる。これはタイプ種が1972年にダムで水没してしまうということで、保全を呼び掛けた。レッドリストにも載ったが、1974年に現地調査の結果自生地を発見。増殖試験と生息域外保全を行っている。

また、利賀ダム工事現場に自生するコアニチドリの保全にも取り組んでいる。コアニチドリは環境省のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類（VU）、改訂・富山県レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類（CR）である。

○教育プログラム

環境教育に関する教育プログラムとしては「富山県の絶滅危惧植物展」などの企画展や、「地域子ども教育推進事業」、「TOYAMA 植物フォーラム」という講演と県民も加わったパネルディスカッションを平成8年から行って、平成24年で20回目になった。講座、講習会、観察会も年に数回実施している。

○法律の制約

保全を目的とした研究や、域外保全のための植物や種子の採取であっても、煩雑な手続きや許可が必要。保全拠点園としてあらかじめ登録しておけば、事前手続きを簡略化できる、または事後報告でもよい、等の仕組みができないか。

指定管理者制度についても、担当者が代わると環境が変化する、指定管理が2～5年という期間では、短期でしか事業計画が立てられない、雇用が安定しないため人材の確保が難しい等の理由で、生き物を扱う施設においてはなじまない。

財政的支援については、利用できる制度としてどんなものがあるのかが分からない。教えてほしい。

○課題

植物園を都市公園の一部としか見ていない人に、植物園の役割を正しく伝える必要がある。また、学芸員等々の職員の新規採用が望まれる。

小宮座長

質問は？

打越委員

指定管理者制度が、契約できるかどうかの不安定さがあるという問題があることはよく分かっている。ただし、行政が全ての施設を直営できる時代状況でもなく、また特定の民間団体だけを直接選別して契約することも許されにくい行政の論理があり、行政活動全体から見れば指定管理者制度そのものを否定することはできない。とはいえ、動物園などの専門知識や技術が必要な施設の運営に関しては、受け手の側が安定した運営ができる制度が必要であると思うが。

中田園長

その通りだと思う。随意にするか公募にするかは自治体の判断になってしまうので、県に伝えて行きたい。

木下委員

私は博物館に近い立場にいるが、生き物を扱うからということではなく、博物館や美術館においても指定管理者制度は専門性の継続という点でなじまない。それが問題であると、どこで声を上げるかが問われる。自治体の中で声を上げるだけでは不十分だろう。問題が広く認識されないといけない。植物園では昆虫の飼育はやっていないのか。

中田館長

昆虫の飼育はやっていない。昆虫にとって植物は食べ物である。でも、例えばトンボなどは生態系の中で見せるようにはなっている。

木下委員

動物園と水族館が一緒になることは考えられないか。昆虫館が単独で存続するのは厳しいという状況の中で、一緒にやってゆくという動きはないのか。

田畑園長

昆虫を呼び戻すために、里山活動との連携は望ましい。そういう意味での植物園との連携は間違っていない。

木下委員

昆虫学に特化した昆虫館は必要ではないか。

田畑園長

昆虫館は昆虫学と結びついたものではなく、昆虫をいかに見せるかということに特化している。昆虫を残すための努力をしていることは多い。

小宮座長

では、今回のテーマである公的機能の中で、特に種の保存について討論したい。まず、事務局で論点を整理しているので説明を。

事務局

資料 1、資料 2 の説明。

打越委員

種の保全というのは域内保全が基本だと思うが、動物園で飼われている動物は、客への展示のための飼育動物なのか、野生動物を緊急避難的に域外保全ということで飼育しているのか。日本国内に生息している野生動物を、いずれ国内への野生復帰を目的として飼育するならば、種の保存として納得しやすいが、およそ日本国内において野生復帰させることを前提としていない海外の希少種としてのライオンやゾウを日本国民の税金で、特に自治体の財政で生息域外保全として飼うのは世論から認められるのかどうか問題となる。動物園側として、展示が目的で飼っているのか、生物多様性の保全が目的なのか、その本質的な意図がどこにあるのか。それによって、生息域外保全として認められるかどうかが変わってくるのではないか。

日橋園長

子どもの生物多様性委員会でアメリカの委員が言っていたのは、今後 100 年間は人口が増え、環境は悪化する。それまでは動物園という方舟の中で残す。政情不安定な国ではアツという間にいなくなってしまう動物がある。どこかで持っていれば取り返しがつく、ということだ。

私たちは今箱舟に載る定員を決めようとしている。一番目は日本で飼育できる希少種、二番目は動物園の目玉になるもの、これも実は希少種であることが多い。

田畑園長

我々は地球の小動物をどう守るかを考えている。いわゆる動物園の目玉商品はほとんどが希少動物である。昆虫は、貿易法が緩和されてどんどん入ってきて、生態系が崩れてきている。日本国の昆虫を守りたい。

打越委員

長い目で見れば、世界各国で絶滅の危機に瀕している野生動物たちを「ノア方舟」という発想で残すということに関して、個人としては反対ではない。むしろ、必要なことであると思われる。ただ、私の専門の行政学の立場から見ると、生物の多様性の保全とは具体的にどこまでの範囲を指すのか、また、政策的な優先順位の中でどのくらいに位置づけられるものなのかの議論をしなければいけない。ライオンやゾウを守ることは、日本の限られた予算の中で必要なことなのか、それとも贅沢なことなのか、専門家の間だけではなく、広く世論から支えられることが必要であると思う。世論の喚起のためにも、動物園で、そういう論点でシンポジウムなどやってみてはどうか。

また、動物園というよりも、県の鳥獣保護センターなどの仕事かもしれないが、傷病鳥獣の保護も、地に足の着いた自然環境の保護と言えるのではないか。

長谷川委員

私が動物園長をやっていた時の経験からすると、域内、域外というのは並列するのではないかと思う。JAZA がやろうとしている保全は、基本はあくまで動物園の動物を域外保全をしてゆくことだ。種の保全は展示だけではなく、命を守るという教育につながってゆく。そういう意味で域外の保全も重要だ。飼育動物か、域外保全動物かという分け方はしていない。

京都市動物園では京都府から委託を受けて傷病鳥獣保護をやっていた。ここで問題になるのが、その種類である。シカ、イノシシなども含まれる。一方行政は害獣を駆除するというのもやらなければならない。

打越委員

動物園の動物は、野生動物ではなく、そもそも飼育動物であるというのが動物愛護管理法上の位置づけであると思う。ただし、飼育動物を飼育しているというだけでは、その事業の意義をアピールできない。そのため、飼育動物を飼育するにあたって、なにがしかの意義を世論や財政部局に主張しなければならなくなるわけで、そのため、種の保全・多様性の保全という理屈を用いることで、他の政策分野と比較してなお希少な動物を守るという意義があるという理論武装がなされている状況ではないだろうか。しかし、動物園の動物を適正に飼育・繁殖させるための理論武装として、種の保存という論理以外にも、動物園が持っている教育機能、繁殖技術の研究という論理もあり得るのではないか。これらでは説得力を持たないのだろうか？

米田委員

域外保全、域内保全はクルマの両輪と言われるように、種の保全には両方を並行して進めることが必要となっている現実がある。域外で生き物を生かし、増やしてゆくためには動物園、植物園の技術が必須である。むしろ心配しているのは、指定管理者制度等によって飼育の技術及びその継承が危機にさらされているのではないかということである。

傷病鳥獣は個体相手の保護活動であり、貴重な種では個体の保護に意味があることもあるが、野外の生物は個体群として保護するため、種の保存にとってはあまり大きな意味はないと思う。ただ、これで培った技術・知見は飼育の役に立つことは多いと思う。

上河原委員

ワシントン条約で没収されたものは動・植物園で引き取らないと回ってゆかない。

1972年開催のストックホルム国連人間環境会議で採択された行動計画には、栽培種の保全も含まれている。1980年にIUCNから公表された世界保全戦略においても同様である。新宿御苑は、菊の栽培を行っており、日本最大のおそらく世界最大の品種のコレクションを有しており、その保存も、新宿御苑の重要な役割である。

倉重委員

日本植物園協会では、有用植物については、農水省の遺伝子資源コレクションにも関係するが、日本版ナショナルコレクションという名称で検討会を開いている。

野生植物については、日植協が保全する植物の優先順位を決め、リストを作った。一番目は国内産で危急度の高いもの、二番目は保有個体数が少ないもの、これらのリストを作って加盟園に配布した。そして植物多様性保全拠点園というグループを作って、全国各地で自生種の保全を進める地域保全拠点園、またそれぞれの園で得意なものを収集する特定植物保全拠点園、種子を保存する種子保全拠点園の3つが協力して保全を進めている。

今までの話を聞いて、特に水族館、昆虫館の方に聞きたいのは、施設としての域外保全の役割ははっきりしているのか、また保全されている生物は野生復帰を前提としているのかを聞きたい。植物の場合は野生復帰を前提とした域外保全だったので、今後の参考にしたい。

西田館長

国内産の淡水魚は再リリースできるようにしている。

田畑館長

自然環境が回復すれば野生復帰させただろう。小さな昆虫館が周りの昆虫を昆虫館で飼育して、それを戻すのは構わないと思う。絶滅してしまえばしょうがないので、そうならないように域外で保全している。

中田園長

地方の植物園の場合、国の仕事だろうになぜ県の予算でやるのか、という疑問が出る。自治体には自治体にあった保全があるのではないかと。国から助成があるといい。

木下委員

動物園は市立の施設が多い。野生生物保全をなぜ市の予算で取り組まねばならないのか、という意見、あるいは疑問は多い。財政的な支援というより理念に対する支援が必要なのではないか。この問題を考えるために、JAZA が今年の 2 月から「いのちの博物館の実現に向けて」というシンポジウムを始めた。

これまでは、動物園、水族館を維持するための方便として野生生物保全を持ち出している観があった。しかし、最近になって、これを目標として明確に掲げる必要があるという意見がようやく出てきた。

動物園、水族館はあくまでも展示公開施設である。非公開の繁殖センターで良ければ、動物にストレスを与えないこともできる。譲れない一線とは公開施設か否かにある。この辺のラインをどこに引くかが問われている。公共施設である以上は、志を高く掲げることが必要だと思う。

小宮座長

お金の問題よりもまず理念、ということになると、公的基盤があって、市長や社長にも理解してもらえらると思うが、環境省としてはどう考えているのか。

環境省

環境省としては、種の保全、基本的には域内保全を考えている。しかし、ライチョウなど絶滅してしまふようなものは域外でもやむをえないと思う。

ただ、環境省にはお金がないので、日動水や動物園に個別にお願いして、ヤンバルクイナやツシマヤマネコなどの保全をやってきた。

こういうこと（種の保全）は公的な仕事であるから、公的な位置づけが必要なのではないかと考えている。これがこの検討会を開いた理由である。

金以外でどのような支援があったらよいと思うか。

打越委員

ライチョウやヤンバルクイナやツシマヤマネコなど、環境省が保全しなければならないと考える国内の希少種の生息域外保全について、動物園に協力を求めているという実情については、まさにその通りであると思う。そうした事業については、種の保存や生息域外保全として、その意義を法律や予算でアピールする必要があると思う。他方で、日本国内に本来生息する動物ではない種については、日動水自身の意向によって飼育しており、環境省からの協力依頼によるわけではないとのご発言であった。動物園の中には、国内には

生息しない野生動物を飼育するに当たって、国際的な種の保存に貢献するという意向だけでなく、自治体の財政に対する厳しい世論の中で少しでも施設運営による収入を上げねばならないプレッシャーがあるのではないか。つまり、珍しい動物（希少種）を見せて入園者数を増やさなければいけないというプレッシャーもあるのではないだろうか。他方で、その動物の野生復帰や本来の生息域外保全のスタイルを考えると、客の目から離して自然に近い環境で育てなければいけないという専門家からの要請もあると思われる。つまり、純粋に種の保存のための飼育であれば、客の前に展示するべきではないという意見もあると思う。となれば、動物園として、客数増・収入増という下心を一切持たずに、それでも海外の希少種を動物園で保全したいという考えがありうるのだろうか。予算次第という側面もあると思うが、だからこそ日本の予算で、どこまで国際的な種の保存をになうことが認められるのか議論が必要になるのではないか。複雑な問題が絡み合っている状況を、もっと国民全体で真剣に考えなければいけない。

中田園長

公的な位置づけが必要と考えているということだが、外部からの声はわりと届きやすいので、そういうものがあればありがたい。

日橋園長

日本産の貴重な家畜を守る必要があると考えている。動物園でできることがあればやってゆきたい。

小宮座長

時間も来たので、今日の議論は締めさせていただきます。

事務局

次回は1月30日午後、井の頭自然文化園で、環境教育及び動物愛護についてをテーマに行う。